

○大府市認知症高齢者見守り・搜索支援サービス事業実施 要綱

（目的）

第1条 この要綱は、認知症の高齢者（以下「認知症高齢者」という。）の居場所を早期に発見できるシステムを活用して、地域の中で認知症高齢者を日常的に見守るとともに、認知症高齢者が行方不明になったときにその居場所を家族等に伝えることで、認知症高齢者及び家族が地域の中で安心して暮らすことができる環境を整備することを目的とする。

（事業の内容）

第2条 認知症高齢者見守り・搜索支援サービス事業（以下「事業」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 位置情報を探索するための専用端末機を貸与すること。
- (2) 行方不明になった認知症高齢者の位置情報を提供すること。

（実施主体）

第3条 事業の実施主体は、大府市とする。ただし、事業の運営の一部を市長が適当と認める民間事業者に委託して行うことができる。

（利用の対象者）

第4条 事業の利用の対象となる者は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「要援護者」という。）を在宅で介護している家族等とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により要介護若しくは要支援の認定を受けた者又はこれらに相当すると判断される者
- (2) 行方不明になるおそれのある認知症高齢者

（利用の申請）

第5条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、認知症高齢者見守り・搜索支援サービス事業利用申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（利用の決定等）

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに、その内容を審査し、その結果を認知症高齢者見守り・搜索支援サービス事業利用決定通知書（第2号様式）又は認知症高齢者見守り・搜索支援サービス事業利用却下通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（利用の取消し）

第7条 市長は、前条の規定により利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を取り消すものとする。

- (1) 要援護者が死亡し、又は市外に転出したとき。

(2) 貸し出された端末機を他の目的に使用し、改良し、転貸し、又は担保に供したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が利用者として適当でないと認めたとき。

(費用の負担)

第8条 事業に要する費用の利用者の負担は、無料とする。

2 利用者は、位置情報の提供を受けたのちに現場急行サービスを利用した場合は、当該サービスの提供に係る現場急行料金を負担するものとする。

(損害賠償)

第9条 利用者は、貸し出された端末機を故意又は過失によって損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(端末機の返却)

第10条 利用者は、事業を利用しなくなったとき又は第7条の規定により利用を取り消されたときは、貸し出された端末機を、速やかに返却しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(適用対象者)

2 この要綱は、令和5年3月31日までに、第6条の規定により利用の決定を受けた者について適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。